

# 令和8年度学校給食残さ資源化処理業務委託 仕様書

## 1 目的

本仕様書は、川崎市（以下「発注者」という。）が、学校給食実施に伴い生じた食品廃棄物（以下「給食残さ」という。）の資源化処理を受託者（以下「受注者」という。）に委託するにあたり、当該委託業務を適正に履行するために必要な事項を定めるものである。

## 2 定義

この仕様書において「給食残さ」とは、給食の調理過程において発生する残さ又は給食が食用に供された後若しくは食用に供されずに廃棄されたものであり、学校給食実施に伴い生じた給食残さは、動物由来食品循環資源であり加熱処理等の対象のものが含まれる。

## 3 一般事項

### (1) 業務名

令和8年度学校給食残さ資源化処理業務委託

### (2) 積出地（発生場所）の名称及び所在地

別表1のとおり

### (3) 収集運搬業者

別途契約

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 予定総量

649, 786kg

※ 内訳は別表1のとおり。なお、予定総量は過去の実績にもとづき算定したものであり、当該数量を保証するものではない。

## 5 委託業務内容

### (1) 給食残さの資源化

- ア 搬入された給食残さの資源化方法については、飼料化とする。
- イ 受注者は、搬入された給食残さについて、そのすべてを受け入れるものとする。
- ウ 収集運搬の際に給食残さを収納するために使用したポリ袋は受注者において処理するものとする。
- エ 受注者は、給食残さが搬入されるときは日時を問わず受け入れるものとする。受入不可能な日又は時間帯があるときは、事前に発注者に文書で通知するものとする。
- オ 受注者は、給食残さの受入に際しては、収集運搬業者から提示される川崎市学校給食残さ報告書（以下「報告書」という。様式1）に受入印の押印を行い、当該報告書の写しをとり、収集運搬業者に返却するものとする。また、報告書の写しは受注者で保管するものとする。
- カ 積出地を変更する場合は、発注者は変更内容を事前に通知し、受注者はその通知に従って積出地の給食残さをすべて受け入れるものとする。
- キ 予定されていた給食回数が変更された場合でも、受注者は積出地の給食残さをすべて受け入れるものとする。
- ク 資源化業務にあたっては、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号）に準じて、飼料の安全性の確保に努めるものとする。

## (2) 飼料の引き渡し

- ア 給食残さから生産された飼料の所有権は受注者に属する。
- イ 給食残さから生産された飼料の引渡先は発注者の求めに応じて、報告するものとする。

## 6 生産物サンプルの提供等

- (1) 受注者は、給食残さから生産された飼料のサンプルについて、積出地等が教育上必要な場合は、提供することとする。なお、提供する際には、その主な用途及び成分等について説明書を添付すること。
- (2) 受注者は、積出地等が教育上必要な場合、処理施設を見学させ、説明を行うこととする。

## 7 業務報告等

受注者は、委託業務が完了したときは、川崎市委託単価契約約款第13条に基づく業務完了届（様式2）、受入月報（様式3）及び報告書の写しを毎月10日まで（3月については、3月31日以前の開庁日まで）に発注者に提出するものとする。なお、業務報告等に用いる様式については変更する場合がある。変更のある様式については、提出期日の2週間前までに本市より通知する。

## 8 その他

- (1) 履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例その他関係法令を遵守するものとする。
- (2) 受注者は、処理施設に必要な情報として、処分地の一般廃棄物処分業許可証及び再生利用事業登録を証する写しを発注者に提出するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知とともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、作業の実施にあたっては、事故の発生することのないよう十分注意を払うものとする。
- (4) 川崎市委託単価契約約款第18条から第18条の7までの規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた給食残さの処理を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該給食残さを受注者の責任で処理した後でなければ、契約を解除することができない。
- (5) 受注者は、受託した給食残さの処分後の残さ物（中間処理一般廃棄物）について、自らの責任において適正に最終処分しなければならない。
- (6) 受注者は、発注者から委託された給食残さの処分業務を他人に委託してはならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は仕様書の各項目に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、発注者受注者協議して定めるものとする。
- (8) その他の取り扱いについては、川崎市委託単価契約約款による。